

流山市地域防災計画 複合災害対策編

(案)

平成 24 年 8 月

流 山 市 防 災 会 議



<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1節 計画の目的・構成</b> .....	<b>1</b>
第1 計画の目的 .....	1
第2 計画の性格 .....	1
<b>第2節 被害の想定</b> .....	<b>2</b>
第1 本計画において前提とする複合災害 .....	2
第2 定量的な想定 .....	3
<b>第3節 今後の課題</b> .....	<b>5</b>
第1 複合災害における対応策の課題 .....	5
第2 複合災害の定量的な被害想定における課題 .....	5
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>6</b>
<b>第1節 訓練及び防災知識の普及計画</b> .....	<b>6</b>
第1 防災知識の普及 .....	6
第2 訓練の実施 .....	6
<b>第2節 地盤災害予防計画</b> .....	<b>7</b>
<b>第3節 都市防災計画</b> .....	<b>7</b>
<b>第4節 防災施設・体制等の整備計画</b> .....	<b>7</b>
第1款 通信基盤の整備 .....	7
第2款 防災施設の整備 .....	7
第3款 広域応援協力体制の整備 .....	7
<b>第5節 避難対策</b> .....	<b>7</b>
<b>第6節 災害医療体制の整備</b> .....	<b>8</b>
第1 救急・救助体制の整備 .....	8
第2 初期医療体制の整備 .....	8
<b>第7節 災害時要援護者の安全確保対策</b> .....	<b>8</b>
<b>第8節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画</b> .....	<b>8</b>

第9節	緊急輸送体制の整備計画 .....	8
第3章	災害応急対策計画 .....	9
第1節	市災害対策本部の設置.....	9
第2節	情報の収集・伝達計画.....	20
第3節	消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画.....	20
第4節	交通規制計画 .....	20
第5節	空中輸送・道路の修復.....	20
第6節	避難所の再配置 .....	21
第7節	医療救護・防疫等活動計画.....	21
第8節	救援計画 .....	21
第9節	広域応援・自衛隊派遣要請計画.....	21
第10節	ライフライン施設等の応急復旧計画.....	22
第11節	応急教育計画.....	22
第12節	障害物の除去・清掃計画 .....	22
第13節	公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画 .....	22
第14節	ボランティア協力計画.....	22
第15節	災害時要援護者等の安全確保対策 .....	23
第16節	帰宅困難者対策 .....	23

# 第1章 総則

---

## 第1節 計画の目的・構成

### 第1 計画の目的

同種あるいは異種の自然災害が同時に又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。そのため、この計画では、風水害及び地震による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立するとともに、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減することを目的とする。

### 第2 計画の性格

#### 1 流山市地域防災計画（地震災害対策編）及び同（風水害等対策編）との関係

本計画は、江戸川の水位上昇時に地震が発生して、多数の住民が避難する前に堤防が複数地点で決壊し、濁流によって死傷者が発生するとともに、浸水及び崖崩れ等によって多数の住民が孤立化することを想定した計画であり、主に、風水害単独及び地震災害単独とは異なる特異事項を記述している。

このため、本計画の実行に際しては、本計画のほか、流山市地域防災計画（地震災害対策編）及び同（風水害等対策編）を準用する。

#### 2 計画の構成

流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「複合災害対策編」である。

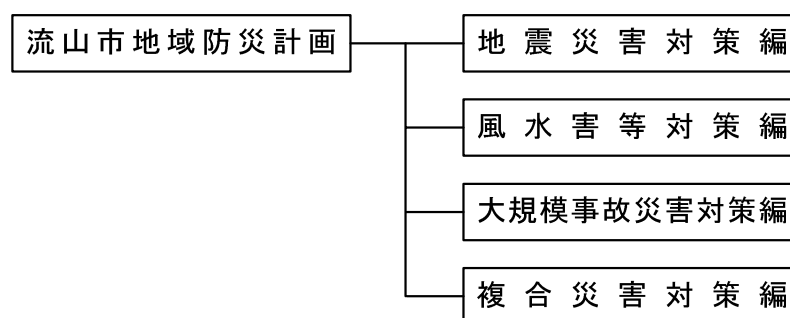


図 1-1-1 計画の構成

「複合災害対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「応急対策計画」の3章で構成する。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき複合災害対策編の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

## 第2節 被害の想定

### 第1 本計画において前提とする複合災害

複合災害は、同種あるいは異種の自然災害が同時に又は時間差をもって発生するものである。様々な災害の組み合わせが考えられるが、この計画では最悪の状況を想定し、次のシナリオにおける複合災害を前提とする。

第1段階：豪雨により、江戸川の水位が上昇

第2段階：流山市直下の活断層によるM7.3の地震が発生

第3段階：地震により江戸川の堤防が決壊し、洪水の発生

表 1-2-1 前提とする複合災害のイメージ

自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇 →	流山市直下の活断層によるM7.3の地震が発生 →	洪水の発生 → 降雨が続く
想定される被害		江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等	浸水
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動</li> <li>避難準備情報を発表</li> <li>避難勧告の発令を検討中</li> </ul>		降雨の中での応急対策活動
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等一部住民は自主避難を開始</li> <li>該当地区の多くの住民は避難を準備中</li> </ul>	地震による人的被害の発生	多くの住民が浸水区域に取り残される

## 第2 定量的な想定

### 1 想定条件

#### (1) 想定条件

被害予測に当たって、以下の条件で算定を行った。

- ①豪雨により江戸川の水位が上昇。
- ②流山市直下の活断層による M7.3 の地震が発生。
  - ・地震発生と同時に江戸川堤防の決壊
  - ・火災発生
  - ・急傾斜地の崩壊
  - ・ブロック塀の倒壊
  - ・住宅の倒壊 等
- ③浸水
  - ・浸水域の建物は浸水の影響を受ける
  - ・浸水域の住民は避難困難となり孤立する可能性がある
  - ・浸水域の火災は消火扱いとし、火災による被害は発生しない
  - ・浸水域における要救出者は救出活動が困難とする

#### (2) 流山市域の浸水域

江戸川の堤防が決壊した場合における、流山市の浸水想定区域（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所の想定結果による）を図1-2-1に示す。

なお、この図は、「流山市洪水ハザードマップ」から浸水域のデータをデジタル化し、50mメッシュごとの浸水域分布を作成したものである。

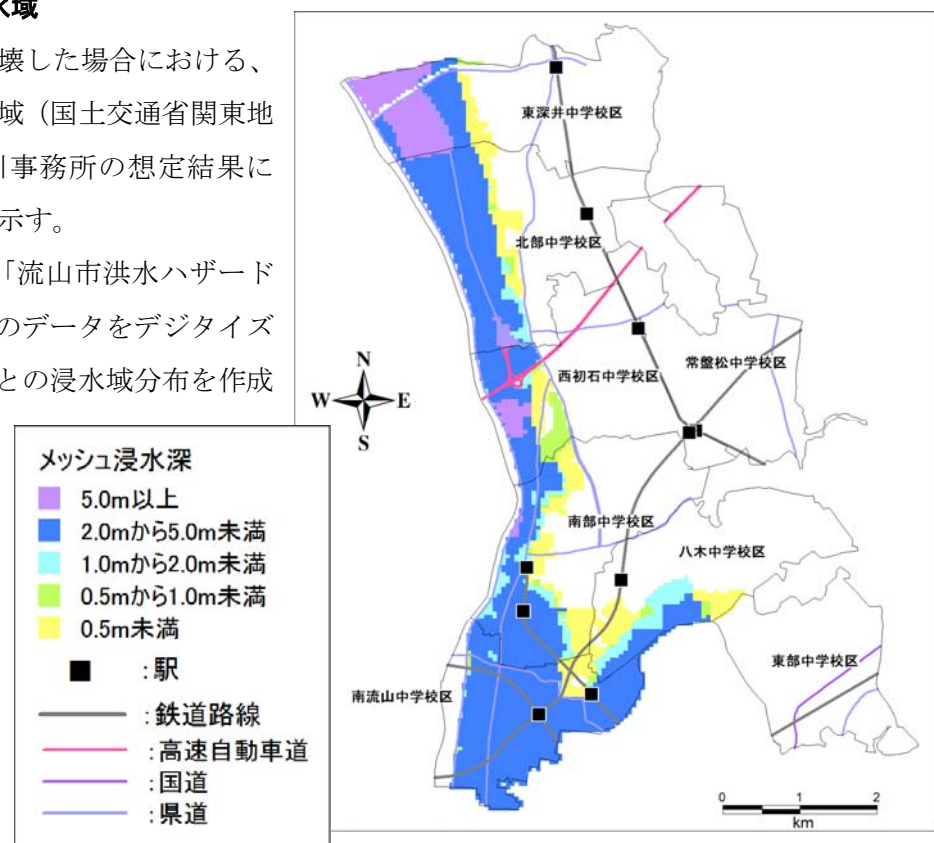


図1-2-1 流山市の浸水想定区域

## 2 被害想定結果

### (1) 全壊棟数分布と浸水域の重ね合わせ

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算出した各メッシュにおける全壊棟数分布図に、洪水時における流山市の浸水想定区域を重ね合わせたものを図 1-2-2 に示す。

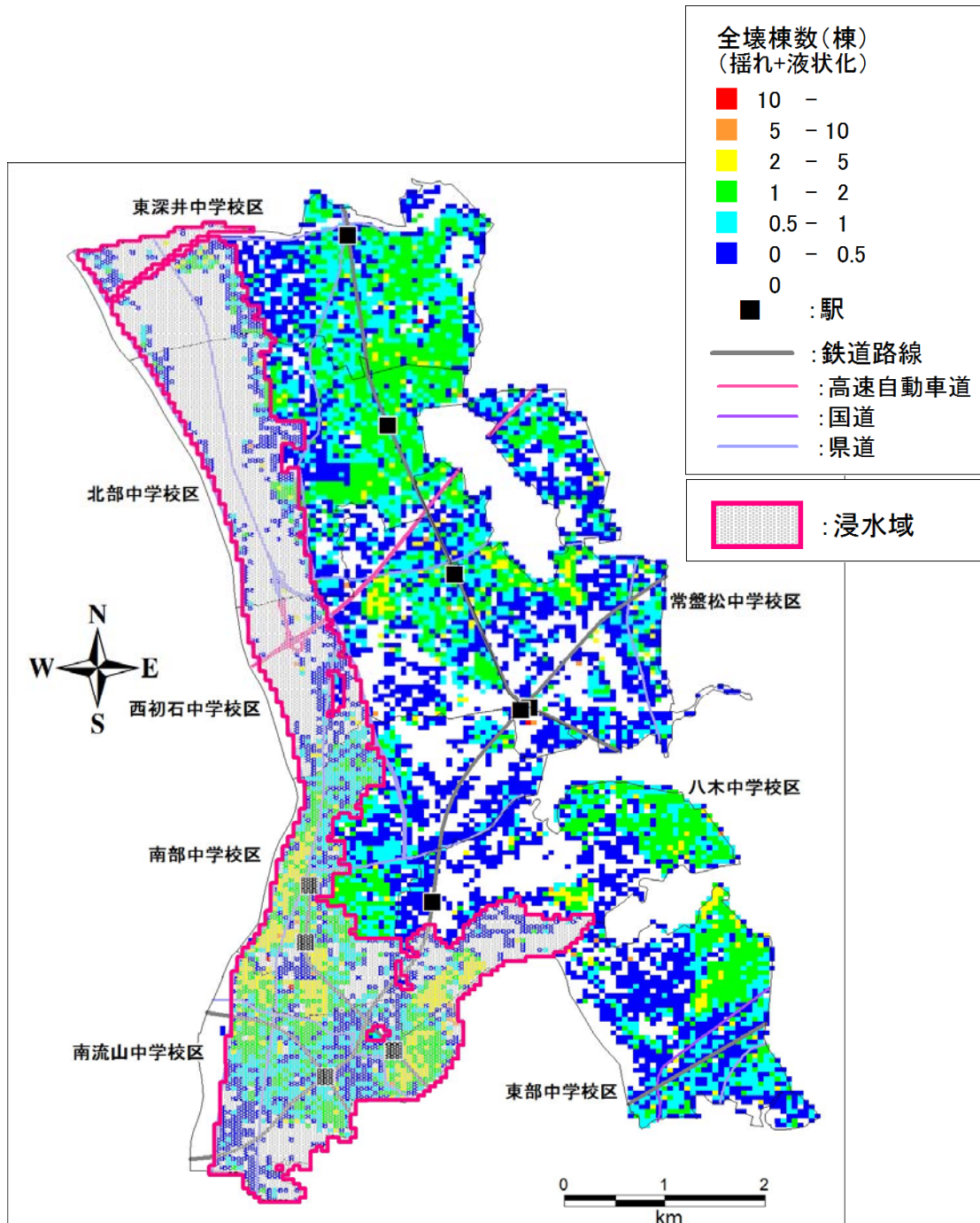


図 1-2-2 全壊棟数分布と浸水想定区域の重ね合わせ図

(全壊棟数分布図については、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算出した各メッシュにおける全壊棟数である)



浸水域では、倒壊した建物の下敷きになった要救出者が、その後の浸水によって生存救出が困難になることから、地震だけの場合に比べて人的被害が増大することが考えられる。

## (2) 浸水域において影響を受ける建物及び人口

浸水域において影響を受ける建物及び人口の集計結果を示す。

表 1-2-2 浸水域において影響を受ける要素集計結果一覧表

浸水深	浸水域の建物数(棟)		浸水域の 影響人口
	木造	非木造	
0.5m未満の区域	1,447	305	5,625
0.5mから1.0m未満の区域	287	58	1,078
1.0mから2.0m未満の区域	929	320	3,767
2.0mから5.0m未満の区域	6,722	2,097	35,673
5.0m以上の区域	125	24	272
合計	9,509	2,803	46,414

## 第3節 今後の課題

### 第1 複合災害における対応策の課題

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなるため、次の課題に対する検討が必要である。

- ・避難体制の整備及び避難所の確保
- ・備蓄倉庫の設置場所の検討
- ・代替輸送路及び輸送手段の確保
- ・災害対策本部の代替施設の検討 等

### 第2 複合災害の定量的な被害想定における課題

複合災害の定量的な被害想定は、実施された事例に乏しく、想定手法が確立されていないことから、次のような被害の想定については今後の課題である。

- ・降雨や洪水による建築物や土木構造物、急傾斜地等の強度低下に伴う地震発生時の被害
- ・洪水時の段階的な水位上昇における避難状況と人的被害の関係
- ・水害時における地震火災発生 of 想定
- ・多様な災害シナリオ 等

## 第2章 災害予防計画

---

### 第1節 訓練及び防災知識の普及計画

#### 第1 防災知識の普及

【防災危機管理課】

市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に災害が発生する可能性があることも市民等に対して周知を図る。また、その災害の組み合わせや発生の順序については多種多様に考えられることも周知する。

##### 複合する可能性のある災害の種類

ア 地震災害

イ 風水害（風害、水害、雪害、火災）

ウ 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

#### 第2 訓練の実施

【防災危機管理課】

市は、防災体制の円滑かつ迅速な確立、的確な防災知識の習得、住民・事業所との連携強化を目的として、複合災害を想定した訓練を実施する。

なお、複合災害には様々な災害の組み合わせが考えられるとともに、単独の災害よりも被害が大きくなることが予想され、建物被害やライフライン被害、資源の制約等、より多様で広域的な障害が予想される。市は、複合災害においても臨機応変に対応できるよう、様々な災害シナリオを考慮したうえで訓練を実施する。

## **第2節 地盤災害予防計画**

地震災害対策編及び風水害等対策編を準用する。

## **第3節 都市防災計画**

地震災害対策編を準用する。

## **第4節 防災施設・体制等の整備計画**

### **第1款 通信基盤の整備**

地震災害対策編及び風水害等対策編を準用する。

### **第2款 防災施設の整備**

【防災危機管理課・商工課・農政課・社会福祉課・  
水道局工務課・県水道局・日本赤十字社】

複合災害の想定結果に基づき、防災拠点や備蓄倉庫の設置場所の検討を行う。

### **第3款 広域応援協力体制の整備**

地震災害対策編を準用する。

## **第5節 避難対策**

【防災危機管理課】

複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する避難所を選定する。

## **第6節 災害医療体制の整備**

### **第1 救急・救助体制の整備**

【防災危機管理課・健康増進課・消防署・消防防災課・消防総務課】

複合災害の想定結果に基づき、被害が予想される消防署においては、あらかじめ指揮命令系統の整備、資機材等の整備、代替施設の確保等を行い、複合災害に備える。

### **第2 初期医療体制の整備**

【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】

また、複合災害の想定結果に基づき、医療活動が行える医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食糧・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

## **第7節 災害時要援護者の安全確保対策**

【防災危機管理課・社会福祉課高齢者生きがい推進課・介護支援課・障害者支援課・子ども家庭科・保育課】

複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

## **第8節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画**

【リサイクル推進課・クリーン推進課】

複合災害の想定結果に基づき、廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理体制については、地震災害対策編及び風水害等対策編を準用し、整備を図る。

## **第9節 緊急輸送体制の整備計画**

【防災危機管理課・道路建設課・財産活用課・消防防災課】

複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

## 第3章 災害応急対策計画

---

### 第1節 市災害対策本部の設置

【災対本部事務局・全職員】

豪雨により江戸川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生したときは、市は、防災対策の中核機関として速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する。

なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）に基づき設置するものである。

#### 1 市災害対策本部の基準

##### (1) 市対策本部を設置する基準

- ア 江戸川の水位が上昇し、避難準備情報を発表するような状態で、市内で震度4以上を記録したとき
- イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき
- ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
- エ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき
- オ その他の状況により市長が必要と認めるとき

##### (2) 市対策本部を廃止する基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき

##### (3) 市対策本部設置時における配備基準

災害の規模に応じ、次を基準として、第1配備～第3配備を実施する。

表 3-1-1 配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1配備	ア 江戸川の水位が上昇し、避難準備情報を発表するような状態で、市内で震度4以上を記録したとき イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全長のほか、各長が定めた所員の概ね13
	第2配備	ア 市内で震度 以上を記録したとき イ 大規模な災害が発生したとき ウ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全長及び長のほか、各長が定めた所員の概ね23
	第3配備	ア 市内で震度 強以上を記録したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき	全 員

表 3-1-2 配備要員数

部	当 課	第1 配備	第2 配備	第3 配備	
災対本部 事務局	防災危機 理課	全 員			
	河川課 (風水害時のみ)				
総務部	書広報	書広報課	各13 の 員	各23 の 員	全 員
		画 策課			
		マー ティン 課			
		推進課			
		行 推進課			
	事 検				
	総務	総務課			
		人材育成課			
	財務会計	財 整課			
		財産活用課			
		会計課			
	情報収集	制 課			
		市民 課			
		資産 課			
	総務協力	議会事務局			
救援部	救援 務	会福祉課	各13 の 員	各23 の 員	全 員
		ユニティ課			
	避難 救援	市民課			
		者生きがい推進課			
		護 援課			
		障害者 援課			
		ども家 課			
		保育課			
	救護	増進課			
		国保年 課			
	物資輸送	課			
		課			
		業 員会事務局			
	防疫衛生	策 課			
		リ イクル推進課			
クリーン推進課					
救援協力	選挙 理 員会事務局				
	員事務局				
建設部	建設 務	道路 理課	各13 の 員	各23 の 員	全 員
		道路			
	河川	下水道建設課			
		下水道業務課			
		河川課			
	都市計画	都市計画課			
		建築住宅課			
		宅地課			
	都市整備	まちづくり推進課			
		平 ・ 地区			
区画整理事務所					
みどりの課					
教育部	教育 務	教育総務課	各13 の 員	各23 の 員	全 員
	教育	教育課			
		指 課			
	生 習	生 習課			
		公民			
水道部	水道 務	業務課	各13 の 員	各23 の 員	全 員
	水 務	務課			

消防部については、消防本部が定める計画による。

## 2 災害対策本部設置の決定

ア 河川課長（ 時は河川課長 ）及び防災危機 理課長（ 時は防災危機 理課長 ）は、災害対策本部を設置する基準に らして、災害対策本部設置の必要があると 断した場合は、市民生活部長及び 市長の指示を受け、状況により、直 、市長（連 能時は 市長、市長及び 市長が に連 能時は市民生活部長）に、所要の を具 するものとする。

イ 市長（連 能時は 市長、市長及び 市長が に連 能時は市民生活部長）は、自らの 断又は上記 具 を受けて、対策本部の設置を決定し、河川課長（ 時は河川課長 ）及び防災危機 理課長（ 時は防災危機 理課長 ）に対して所要の指示をする。

## 3 市災害対策本部の組織構成及び機能

市災害対策本部の組 構成及び組 の機能は以下のとおりとする。

### (1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組 は図（ .12）のとおりである。また、市災害対策本部長、市災害対策 本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。

ア 市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統 する。

イ 市災害対策 本部長は、 市長をもって てる。

ウ 指揮 及び指揮 を設け、各々、市民生活部長及び防災危機 理課長をもって てる。

エ 市災害対策本部員は、教育長、水道事業 理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市教育 員会組 規則（平成 16 年）流山市教育 員会規則第 5 号第 12 条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって てる。

なお、水防 理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、風水害等対策計画編第 3 章第 3 節「第 3 水防活動」に準じて流山市水防本部を設置するが、市災害対策本部が設置された場合には、水防本部は市災害対策本部に 行、 収され、水防本部を廃 する。

さらに、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・ に対して種 の異なる配備体制を指示することができる。

### (2) 市災害対策本部事務局

ア 市災害対策本部長の 機関として、市災害対策本部事務局（以下「災対本部事務局」という。）を設ける。

イ 災対本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機 理課長をもって てる。



ウ 災対本部事務局 員は防災危機 理課の全 員及び総務課の 員3 をもって てる。

**(3) 連絡員**

ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市 員全体で情報 有を図るため、各  
に連 員を設けるものとする。

イ 連 員は、各 長が指 するものをもって各 配置し、各 で収集した情報を市災害対  
策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活  
動状況等を自 の 長に伝達するものとする。

**(4) 各部の分掌事務**

市災害対策本部に置く部の分 事務を、表（ .13～17）のように定める。ただし、特例として  
市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当 災害の状況等に応じ  
た組 編成及び分 事務を定める。

**(5) 活動体制別職員配備数**

活動体制 の 員配備数の基準は、 則として本節第3「1 市災害対策本部の基準」によるも  
のとするが、各部長は災害対策状況の推 に応じて適 員配備数を増減し、対策の 率的  
に めるものとする。

複合災害対策編

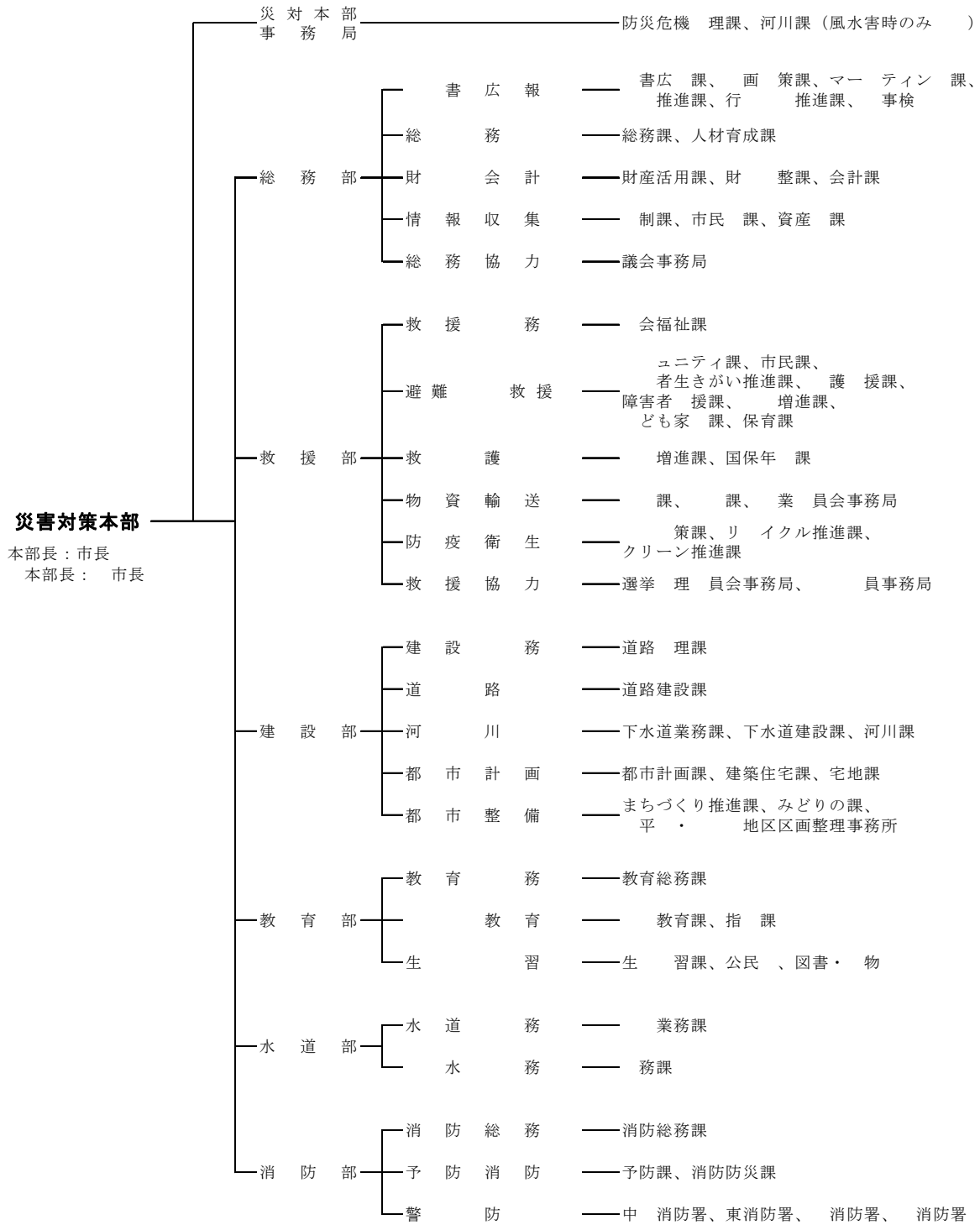


図 3-1-1 市災害対策本部組織図

表 3-1-3 本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	市民生活部長
	本部員	教育長
		水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		健康福祉部長
		子ども家庭部長
		産業振興部長
		環境部長
		都市計画部長
		都市整備部長
		土木部長
学校教育部長		
生涯学習部長		
消防長		
その他本部長が必要と認めた者		

表 3-1-4(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)

本部設置時の	事務分
本部長：市長	災害対策本部の事務を総 する。
本部長： 市長	本部長を する。本部長 時及び本部長に命 られた で、その 務を代行する。
指揮 ：市民生活部長（災对本部事務局長と 務）	本部長、 本部長を し、その命を受けて災害対策本部事務を 理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連 するとともに、本部員を指揮 する。 本部長及び 本部長が に 時に、本部長の 務を代行する。
指揮 ：防災危機 理課長（災害対策本部事務局次 長と 務）	指揮 を する。 指揮 が 時及び指揮 に命 られた で、その 務を 代行する。

局	事務分
災对本部事務局 事務局長：市民生活部長（ 務） 事務局次長： ①防災危機 理課長（ 務） ②河川課長（ 務） 事務局次長 ： 防災危機 理課長	1 災害対策本部の設置及び本部 の に関すること。 2 災害情報の総 及び報 に関すること。 3 災害情報の一 理及び 有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 避難の 及び指示に関すること。 災害対策本部との連 に関すること。 及び 市 の応援要請に関すること。 協定 結市 の応援要請に関すること。 指定公 機関その他関係機関との連 に関すること。 10 自衛隊 の災害派遣要請に関すること。 11 ・市防災行 の 用統制に関すること。 12 り災 書の発行に関すること。

表 3-1-4(2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/5)

部		事務分
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合 策部長 ②財 部長 ③議会事務局長 会計 理者	書広報 書広報 長： 書広報課長 書広報 長： ①画 策課長 ②マー ティン 課長 ③ 推進課長 行 推進課長 事検 長	1 本部長及び 本部長の 書に関する事。 2 災害 及び 者の に関する事。 3 災害・復旧・復 情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び 影に関する事。 報道機関との連 に関する事。 広 活動及び各種 に関する事。 外国人 の情報提供及び に関する事。 情報シ テ の 理に関する事。
	総務 総務 長：総務課長 総務 長： 人材育成課長	1 務提供に関する事。 2 員及び 者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者 の作成に関する事。 4 部の 務に関する事。
	財務会計 財務会計 長： 財 整課長 財務会計 長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財 置に関する事。 2 災害関係 の出 に関する事。 3 援 の受 、保 及び 状に関する事。 4 流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第 号。以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合 策部、総務部及び財 部の所 に する施設の被害の 及び報 に関する事。 公用 の集中 理及び自動 の 上げに関する事。 理及び 内施設の保全に関する事。 応急 置のための土地収用等に関する事。 非常用備 等の に関する事。
	情報収集 情報収集 長：制課長 情報収集 長： ①市民 課長 ②資産 課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の 及び集計に関する事。 3 家 の被害認定 に関する事。
	総務協力 総務協力 長： 議会事務局次長	部内他 の協力に関する事。
救援部 救援部長：福祉部長 救援次長： ① 部長 ②産業 部長 ③ ども家 部長 選挙 理 員会事務 局長 員事務局長 業 員会事務局長	救援 務 救援 務 長： 会福祉課長	1 部内各 との連 整に関する事。 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、 福祉部、 ども家 部、産業 部及び 部の所 に する施設の被害 及び報 に関する事。 3 救援物資の受 に関する事。 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関する事。 本 等との連 整に関する事。 ボランティア活動の受 援に関する事。 福祉会 の避難所 設協力に関する事。 福祉避難所の確保に関する事。 福祉関係被害状況の ・報 に関する事。 10 生活福祉資 の 、災害 の に関する事。 11 被災地 援に関する事。 12 方の被災地からの避難者の 援に関する事。 13 部の 務に関する事。

表 3-1-4(3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/5)

部		事務分
(救援部つづき)	避難 救援 長： ユニティ課長 避難 救援 長： ①市民課長 ② 者生きがい推進課長 ③ 護 援課長 障害者 援課長 ども家 課長 保育課長	1 避難所の 設・ に関する事 2 避難所 の に関する事 3 避難所の記録 及び物 受 の作成に関する事 4 避難所の 序 に関する事 市民等の安 確認及び緊急保護に関する事 災害時要援護者に対する に関する事 避難所外避難者 の 援に関する事 避難者に対する 一 の提供に関する事 帰宅困難者・ 者対策に関する事 10 交通機関等との連 整に関する事 11 防 活動に関する事
	救護 長： 増進課長 救護 長： 国保年 課長	1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連 整に関する事 4 医療 及び衛生機 ( ) 材の 達及び保 に関する事 避難者の身体及び の アに関する事 衛生関係被害状況の 及び報 に関する事 予防対策に関する事
	物資輸送 長： 課長 物資輸送 長： ① 課長 ② 業 員会事務局次長	1 生活必 の 達、 及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、 及び配送に関する事 3 業関係被害の 及び報 に関する事 4 業関係被害の 及び報 に関する事 会議所等関係 体との連 整に関する事 り災中 業者に対する 置に関する事 業関係者 の資 資等に関する事
	防疫衛生 長： 策課長 ①防疫衛生 長： ①リ イクル推進課長 ②クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消 に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設 イ の確保及び設置に関する事 4 死体の 、一時保存、安置、処理及び に関する事 動物の死体の処理に関する事 ッ 対策に関する事 被災地における 保全及び公害発生の防 に関する事 災害廃棄物の保 及び処理に関する事 放射能対策に関する事
	救援協力 長： 選挙 理 員会事務局次長 救援協力 長： 員事務局次長	部内他 の協力に関する事

表 3-1-4(4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)

部		事務分
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設 務 建設 務 長： 道路 理課長	1 部内各 との連 整に関する事 2 災害時の道路 理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所 に する施設の被害の 及び報 に関する事 障害物の除去に関する事 建設資機材の確保に関する事 建設 体等との連 整に関する事 交通規制に関する事 交通安全対策に関する事 10 部の 務に関する事
	道路 道路 長：道路建設課長	1 道路及び の応急修理及び復旧に関する事
	河川 河川 長：下水道建設課長 河川 長： ①下水道業務課長 ②河川課長（ 務）	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 水防除事業流山 水機場の保安に関する事
	都市計画 都市計画 長： 都市計画課長 都市計画 長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市 住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度 定に関する事 4 被災宅地危険度 定に関する事 市 住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 住宅の応急 置や応急復旧の 、指 に関する事
	都市整備 都市整備 長： まちづくり推進課長 都市整備 長： ①平 ・ 地区区 画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公 施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他 の協力に関する事
教育部 教育部長： 教育部長 教育部次長： 生 習部長	教育 務 教育 務 長： 教育総務課長	1 部内各 との連 整に関する事 2 流山市教育 員会の所 に する施設の被害の 及び報 に関する事 3 ・中 その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の 務に関する事
	教育 教育 長： 教育課長 教育 長： 指 課長	1 教 員が行う 、 及び生 の避難 及び保護指 の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 、 及び生 の のアに関する事 4 用 等の 達及び にに関する事 教育関係機関等との連 整に関する事 き出しの協力に関する事 避難 救援 との連 整に関する事
	生 習 生 習 長： 生 習課長 生 習 長： ①公民 長 ②図書・ 物 長	1 会教育施設の応急修理に関する事 2 教育施設に係る避難所 設協力に関する事 3 化財の保護及び復旧に関する事 4 教育関係機関等との連 整に関する事 き出しの協力に関する事 避難 救援 との連 整に関する事

表 3-1-4(5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(5/5)

部		事務分
水道部 水道部長：水道局次長	水道 務 水道 務 長： (水) 業務課長	1 水 務 との連 整に関すること。 2 水道用資機材の 達及び 理に関すること。 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所 に する施設（以下「水道施設」という。）の被害 の集計及び報 に関すること。 4 水道関係機関との連 整に関すること。 部の 務に関すること。
	水 務 水 務 長： (水) 務課長	1 水道施設の応急 事に関すること。 2 水道施設の被害 に関すること。 3 飲料水の確保及び 水に関すること。
消防部 消防部長：消防長	消防総務 消防総務 長： 消防総務課長	1 部内各 との連 整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連 に関すること。 3 消防資機材の 達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所 に する施設の被害の 及び報 に関すること。 部の 務に関すること。
	予防消防 予防消防 長： 消防防災課長 予防消防 長： 予防課長	1 消防隊の総 用及び指令に関すること。 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3 消防 員及び消防 員の非常 集に関すること。 4 消防通信の統制 用に関すること。 消防に係る災害の 及び集計に関すること。 危険物施設及び防火対 物の災害防 に関すること。 消防の 応援に関すること。 予防広報に関すること。
	警防 警防 長：中 消防署長 警防 長： ① 消防署長 ②東消防署長 ③ 消防署長	1 消防警戒区域の設定に関すること。 2 消防災害の防 活動に関すること。 3 避難に関すること。 4 場広報に関すること。

備考

- 1 数 は、事務局長 時の代行順
- 2 各 の所 員は、 の に記 するそれ れの課等の長が業務を 理する課等に所 する員とする。
- 3 風水害時においては、河川課の課長は当 課の 員のうちから災対本部事務局及び河川 に配置する 員をあらかじめ指定しておくものとする。

## **第2節 情報の収集・伝達計画**

【災対本部事務局・秘書広報班・情報収集班・予防消防班】

市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。

## **第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画**

【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】

浸水予想地域の住民が避難する前に、堤防が複数地点で一気に決壊した場合、避難所等に避難する前に濁流に流され、また、避難が不可能となる住民が多数発生することが予想される。

このため、極めて早期に、市自ら上記被災者を救助するための部隊を編成し、救助に当たるとともに、消防、警防、自衛隊等の応援を得て、救助・救急に全力を尽くす。

## **第4節 交通規制計画**

【道路管理者・流山警察署】

豪雨により江戸川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉鎖等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び流山警察署等は速やかに交通規制を実施する。

## **第5節 空中輸送・道路の修復**

【警防班・流山警察署・自衛隊】

豪雨によって地盤が軟弱な状態である状況で地震に揺られた場合、市内の危険な所で、崖崩れ、出水等が発生し、道路が閉鎖されることが予想される。

このため、極めて早期から、消防、警防及び自衛隊等の関係者の応援を得て、物資の空中輸送を実施しつつ、建設業者等による道路等の応急修復に努める。



## 第6節 避難所の再配置

【災対本部事務局、避難誘導救援班】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が なることが予想されるので、各避難所周 状況を確認し、危険が生じる があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所 動させる処置を じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

## 第7節 医療救護・防疫等活動計画

【救護班・防疫衛生班・警防班・医療機関・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・

日本赤十字社・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】

複合災害が発生した場合の医療救護・防疫等の活動は、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。また、被害の 大が予想される場合は、活動体制を 整・強化していくものとする。

## 第8節 救援計画

【災対本部事務局・予防消防班】

市は、複合災害が発生し、住家に被害を受け、自力で 等ができ 、 常の食事に 障をきたした被災者や生活必 を した被災者に対して、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急的な 出しや食糧、生活必 の供 を実施する。

## 第9節 広域応援・自衛隊派遣要請計画

【災対本部事務局・予防消防班】

複合災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、国及び 、 びに、協定 結市等に対して応援を要請し、応急対策活動を実施する。

## **第 10 節 ライフライン施設等の応急復旧計画**

【給水工務班・河川班・ライフライン関係機関】

複合災害が発生した場合の上水道、下水道施設の応急復旧については、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。

なお、電力、  
、通信施設の応急復旧については、各事業者の対応によるものとする。

## **第 11 節 応急教育計画**

【教育庶務班・学校教育班・各学校】

複合災害が発生した場合の  
・生  
等の対応については、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。なお、被害の  
大・広域化が予想される場合は、  
めの避難行動等を行うとともに、臨機応変に対応を行うものとする。

## **第 12 節 障害物の除去・清掃計画**

複合災害が発生した場合は、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。

## **第 13 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画**

複合災害が発生した場合は、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。

## **第 14 節 ボランティア協力計画**

複合災害が発生した場合は、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。

## 第15節 災害時要援護者等の安全確保対策

【救援庶務班・避難誘導救援班】

複合災害が発生した場合の災害時要援護者等の安全確保対策については、地震災害対策編及び風水害等対策編に準じて、応急対策活動を実施する。なお、被害の大・広域化が予想される場合は、めの避難行動等を行うとともに、臨機応変に対応を行うものとする。

また、避難 指示を発令する場合、避難 は、浸水想定区域外に位置し、土 災害の危険がなく、耐震性を有する避難所又は福祉避難所とする。

## 第16節 帰宅困難者対策

【災対本部事務局・秘書広報班・避難誘導救援班】

情報等により鉄道の が予想される場合は、市は、業や 等に対して、従業員のほか、者・用者等の めの帰宅を すものとする。また、大規模な地震が発生し、帰宅困難者が多数発生する場合は、「やみに 動を しない」を基本 則に、地震災害対策編に基づき帰宅困難者対策を行う。

